

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十六年五月三十日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十四年十一月八日奈良県指令建第九〇―一二五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十六年五月二十一日建第八二二三号

三 開発区域に含まれる地域

御所市大字東辻八三番二三の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

御所市大字東辻二九番一

株式会社タイセイパック 代表取締役 竹村一雄

一 許可番号

平成二十三年七月二十日奈良県指令建第八八―五四号

平成二十四年四月二十七日奈良県指令建第八八―五四―一号

平成二十四年八月十五日奈良県指令建第八八―五四―二号

平成二十四年九月六日奈良県指令建第八八―五四―三号

平成二十四年十二月十三日奈良県指令建第八八―五四―四号

平成二十五年九月三日奈良県指令建第八八―五四―五号

平成二十六年四月二十五日奈良県指令建第八八―五四―六号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十六年五月二十一日建第八二二三号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十六年五月二十一日建第四九五八号

三 開発区域に含まれる地域

生駒市壱分町六七番一、六七番二四五、六七番二四六、六七番二四七、六七番二四八、六七番二四九、六七番二五〇、六七番二五一の一部、六七番二五二、六七番二五

三、六七番二五四、六七番二五五、六七番二五六、六七番二五七、六七番二五八、六七番二五九、六七番二六〇、六七番二六一、六七番二六二、六七番二六三、六七番二六四、六七番二六五、六七番二六六、六七番二六七、六七番二六八、六七番二六九、六七番二七〇、六七番二七一、六七番二七二、六七番二七三、六七番二七四、六七番二七五、六七番二七六、六七番二七七、六七番二七八、六七番二七九、六七番二八〇、六七番二八一、六七番二八二、六七番二八三、六七番二八四、六七番二八五、六七番二八六、六七番二八七、六七番二八八、六七番二八九、六八番一五、六八番三〇、六八番一二五、六八番一二六、六八番一二七、六八番一二八、六八番一二九、六八番一三〇、六八番一三一、六八番一三二、六八番一三三、六八番一三四、六八番一三五、六八番一三六、六八番一三七、六八番一三八、六八番一三九、六八番一四〇、六八番一四一、六八番一四二、六八番一四三、六八番一四四、六八番一四五、六八番一四六、六八番一四七、六八番一四八及び六八番一四九

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市中央区瓦町二丁目四番五号

三都住建株式会社 代表取締役 五十嵐直秀

#### 五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒市壱分町六七番一

公園 生駒市壱分町六七番二四六

下水道 生駒市壱分町六七番一の一部

緑地 生駒市壱分町六七番二四七、六七番二四八、六七番二四九、六七番二五〇及び六七番二五一の一部

水路 生駒市壱分町六七番二四五

消防の用に供する貯水施設 生駒市壱分町六七番一の一部

#### 一 許可番号

平成二十六年四月九日奈良県指令建第九二―二三九号

#### 二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十六年五月二十二日建第八二三四号

#### 三 開発区域に含まれる地域

香芝市磯壁五丁目二四三番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市磯壁三丁目六四番地一 パティオ・リッチモンドE二〇一号

磯田泰希

磯田智美

一 許可番号

平成二十五年十二月九日奈良県指令建第九二―一五七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十六年五月二十二日建第八二二五号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十六年五月二十二日建第四九五九号

三 開発区域に含まれる地域

生駒郡斑鳩町小吉田一丁目八九番一、八九番二、九〇番一、九二番の一部、九三番

一の一部、九八番の一部、一〇五番三、一〇五番五、一〇五番六の一部、一〇六番一、

一〇七番一及び八九〇番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

生駒郡斑鳩町法隆寺西一丁目九番七号

小松豊

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒郡斑鳩町小吉田一丁目八九番一の一部、八九番二の一部、九〇番一、九

二番の一部、九三番一の一部、一〇五番三の一部、一〇六番一の一部、一〇七番一の

一部及び八九〇番の一部

公園 生駒郡斑鳩町小吉田一丁目八九番一、八九番二及び九三番一の各一部

水路 生駒郡斑鳩町小吉田一丁目九二番、九三番一、一〇五番三の一部、一〇六番

一、一〇七番一及び八九〇番の各一部